平成２８年（フ）第１５９２号
札幌市手稲区曙９条１丁目１番26号
破産者　工藤　　司
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１号
神奈川県座間市入谷５丁目1775番地の４コーポ竹201号
破産者　久保　武人
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４２号
相模原市中央区南橋本１丁目16番16号　ポートランド南橋本二番館101
破産者　白川　三義
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１３６号
富山市婦中町河原町230番地
破産者　市川　和人
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９０号
石川県加賀市潮津町ロ４丁目１－１　メゾンサンパレス301号、住民票上の住所大阪市旭区新森６丁目３番33号
破産者　ハワイアンココナこと　橋本　典一
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９号
富山県高岡市姫野300番地６
破産者　澤田　　猛
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第８４号
富山県高岡市二上1658番地
破産者　畔川建築こと　畔川　利和
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１２９号
富山県高岡市本郷１丁目１番30―101号　レジデンス高岡Ⅰ、前住所富山県射水市庄川本町４番26号
破産者　辰口　義光
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第４０５号
静岡県浜松市中区上島３丁目25番３号上島マンション305
破産者　伊藤由美子
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１８１０号
愛知県清須市西枇杷島町泉40番地　サンコート西枇杷島２棟407
破産者　海野大三郎
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２３号
名古屋市港区八百島２丁目1901番地　県営南陽第二住宅第１号棟第402号
破産者　コメダコーヒー南陽知多店こと　上木　重雄
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２０８号
名古屋市天白区植田３丁目702番地　グリーンコート浅井302号
破産者　市原　康裕
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７１８号
名古屋市千種区御**棚**町２丁目36番地　御**棚**町Ｈｉｌｌｓ203号
破産者　山本由美子
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８号
名古屋市中川区中島新町２丁目1706番地、従前の住所三重県伊勢市尾上町５番31号
破産者　森野　利恵（旧姓小嶋・阪本）
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２０号
名古屋市名東区松井町250番地の２　メゾンド十　Ｂ号
破産者　板倉　潤一
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４９号
大阪市淀川区西三国３丁目23番地６号　平田佐津子方、住民票上の住所大阪府箕面市粟生間谷東５丁目30番13号
破産者　大久保越子
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９７２号
大阪府八尾市龍華町１－４－２　メガシティタワーズ　ＴＨＥ　ＥＡＳＴ2119号、住民票上の住所大阪市生野区巽西１丁目３番17―202号
破産者　野田　治也
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７１６号
大阪府吹田市山田西２丁目８番Ａ９―207号
破産者　ムーンパレスこと　中田　照子（旧姓関谷）
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部